

## 審査結果概要書

平成 24 年 8 月 30 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	内外電機(株) 2 工場における照明設備更新による省エネルギー事業
排出削減事業者名	内外電機株式会社
排出削減共同実施事業者名	株式会社イースクエア
その他関連事業者名	株式会社洗陽電機
事業実施場所	京阪奈工場 (大阪府四條畷市下田原 785) 山梨工場 (山梨県南アルプス市野牛島 3179-1)
事業の概要	本事業は、内外電機株式会社の複数の工場、京阪奈工場、山梨工場について、照明設備を高効率な省エネタイプに更新することで、温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図るものである。
排出削減量の計画	< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2011 年度： 56 tCO <sub>2</sub> /年 2012 年度： 85 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 141 tCO <sub>2</sub> )  【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2011 年度： 32 tCO <sub>2</sub> /年 2012 年度： 55 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 87 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 9 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日

排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新
---------	-------------------

## 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

## 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年7月13日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所:京阪奈工場(大阪府四條畷市下田原785) 山梨工場(山梨県南アルプス市野牛島3179-1)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(蛍光灯及び水銀灯)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で10.5年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 本削減事業者の事業内容が電気に関するエネルギー関連事業であり、エネルギー使用量の見える化による省エネ活動にも前向きに取り組んでいる。また社内での省エネルギー活動を推進しており、全工場にEMSを設置することで電力の見える化を図っている。その他、グリーンカーテン、カーボンオフセット等の活動を行っており、従業員の環境に対する意識も高く、全社で環境対策に取り組んでいることを質問および事業者のホームページ閲覧等により確認した。さらには、国内</p>

	<p>クレジット制度を活用し、温暖化防止活動等の環境貢献に積極的に取り組む企業としてのアピールにつなげたいという参画意図を確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、参加団体の確認、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存照明設備よりも高効率の照明設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により LED 照明への更新を行わなかった場合、既存の蛍光灯及び水銀灯を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、本事業では、エネルギー使用量に最も影響を与える活動量として営業時間をモニタリングすることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

#### 4. 特記事項

なし